#### 平成23年度

## 町税•後期高齢者医療保険料 納付期限(口座振替)日

| 月       | 税目                            | 期別             | 納付期限(口座振替)日   |
|---------|-------------------------------|----------------|---------------|
| 平成23年4月 |                               |                |               |
| 5月      | 固定資産税<br>軽自動車税                | 1 期<br>全期      | 平成23年5月31日(火) |
| 6月      | 町県民税                          | 1期             | 6月30日(木)      |
| 7月      | 国民健康保険税<br>後期高齢者医療保険料         | 1期             | 8月1日(月)       |
| 8月      | 町県民税<br>固定資産税<br>後期高齢者医療保険料   | 2期<br>2期<br>2期 | 8月31日(水)      |
| 9月      | 国民健康保険税<br>後期高齢者医療保険料         | 2期<br>3期       | 9月30日(金)      |
| 10月     | 町県民税<br>国民健康保険税<br>後期高齢者医療保険料 | 3期<br>3期<br>4期 | 10月31日(月)     |
| 11月     | 国民健康保険税<br>後期高齢者医療保険料         | 4期<br>5期       | 11月30日(水)     |
| 12月     | 固定資産税<br>後期高齢者医療保険料           | 3期<br>6期       | 12月26日(月)     |
| 平成24年1月 | 町県民税<br>国民健康保険税<br>後期高齢者医療保険料 | 4期<br>5期<br>7期 | 平成24年1月31日(火) |
| 2月      | 固定資産税<br>後期高齢者医療保険料           | 4期<br>8期       | 2月29日(水)      |
| 3月      | 国民健康保険税                       | 6期             | 4月2日(月)       |

- ○原則、月末の口座振替となりますが、土日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業 日が振替日となります(12月については、26日が振替日です。)
- ○納付場所(下記金融機関の本店および支店など)
- ①肥後銀行 ②熊本ファミリー銀行 ③玉名農業協同組合
- ④ゆうちょ銀行(九州管内の郵便局。但し沖縄県は除く)
- ⑤和水町役場会計室、および三加和総合支所住民課
- ○町税・各種料金の納付は、確実・便利な口座振替をおすすめします。 お申し込みは、上記の納付場所で行えます。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 収税係 ☎0968 · 86 · 5723 総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968·34·3111 (内線753)

# 達診を受けて、 連体も医療費も健全に!



### 健診を「受けさせられている」と思っている人はいませんか?

生活習慣病の重症化を防ぐためには、生活習慣の改善が欠かせません。生活習慣病を予防するため には、まず健診を受けて、自分の体の状態を把握することが大切です。

#### 生活習慣の改善が早いほど重症化を防ぐことが出来ます!

生活習慣病は初期の段階では症状が現れません。症状が現れたときには、重症化してしまっています。 どの段階で生活習慣改善を始めるかによって医療費と普段の生活に大きな違いがでてきます。 生活習慣病の一つである糖尿病を例に見てみましょう。

#### 医療費も治療内容もこんなに違う ~糖尿病治療の場合~

※年間医療費、治療内容は一例です。

初期

年間医療費 治療内容 62.000<sub>H</sub> 3ヶ月に1回の検査 (自己負担額18.600円) 服薬無し 120,000円 毎月の検査 (自己負担額36,000円) 服薬中心の治療 210.000<sub>H</sub> 2ヶ月に1回の検査 (自己負担額63.000円) インスリン自己注射 5,553,000円 週3回の人工透析治療 (高額療養費を差し引いた)

重症化

自己負担額984,000円

このように、糖尿病が重症化すると、**医療費が高くなる**とともに、**生活の自由な時間を治療に費や** すことになります。人工透析治療は、慢性腎臓病の治療方法です。慢性腎臓病は糖尿病の3大合併症 の一つであり、他に、失明、下肢切断があります。初期の段階では、生活習慣の改善によって回復が 見込めますが、重症化すると人工透析治療を生涯続けるか腎臓移植しかありません。重症化する前 に、その兆候を健診で見つけることが重要なのです。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723 総合支所 住民課 住民係 ☎0968 · 34 · 3111 (内線752)